華族論

族である華族を形成したのである。そこには、特別の理由がなくて権を廃止し、四民平等の社会を作った。その明治政府が、日本の貴わりを持っている。周知のように、明治維新政府は武士の身分的特それは、世襲の特権をどのように見なすかという問題と、深くかか華族は、明治の政治と社会が抱え込んだ矛盾の結節点に誕生した。

はならない。

承認する貴族ではなく、国家権力によって人為的に創り出された社ある華族という政治的身分であった。それは、社会的実力を国家が本の現実を直視したところに生まれたのが、高度に政治的人工物で

袁

田

英

弘

会階級ということを意味していた。

日本の現実とはなにか。私はかつて明治前期を、「社会階層秩序の空白期」と位置付けた。天皇を中心とする政治体制が確立されてるにしたがって、それを支える階層的秩序の形成が要請されてきたのであるが、それがどのようなものであるかだれにも明白ではなかったのである。しかし、そこには暗黙の前提があった。天皇といかる。それを支えるのに、たんなる四民平等の社会原則だけで旨くある。それを支えるのに、たんなる四民平等の社会原則だけで旨くある。それを支えるのに、たんなる四民平等の社会原則だけで旨くかっていけるのかどうか。このような課題を解くために試行錯誤したいるうちに、次第に浮上してきたのが華族の存在である。

このような華族の存在それ自体を重視したものである。ということは、二義的な意味しか持たなくなってくるであろう。普ということは、二義的な意味しか持たなくなってくるであろう。普ということは、二義的な意味しか持たなくなってくるであろう。普ということは、二義的な意味しか持たなくなってくるであろう。普というととは、二義的な意味しか持たなくなってくるであろう。普というととは、二義的な意味しか持たなくなってくるであろう。普というととは、二義的な意味しか持たなくなっている。

第二は、華族の存在それ自体ではなく、華族がなすなにものかが、 その社会的存在理由として重要だとする立場である。従来は、華族 さっていうまでもないことだが、「皇室の藩屛」論と職分論的華 族論は、分かちがたく結び付いている。一人の論者の中にも、両者 の立場がしばしば同居している場合があるのである。しかしながら があいには、この両者を分かち、その論理の筋目を追うことが、華族 がの理解にとっては重要なのである。

されるのである。

(一)「皇室の藩屛」論

あろうか。 本できたが、それは具体的にはどのようなことを意味しているのでれてきたが、それは具体的にはどのようなことを意味しているので華族はその存在理由として、「皇室の藩屛」を任務とするといわ

> 大い華族へ皇室ト唇歯ノ勢ヲ為ス者ナリ。華族亡ビルトキへ皇 疾寒シ。皇族寒キトキハ万世一系ノ皇統モ随テ孤立ノ姿トナリ、 がらこそ、その一部である「華族」が「亡ビル」時には、「皇族」 も危機に陥り、その危機は「皇室」にも及ぶことになり、ついには 「万世一系ノ皇統」も「孤立ノ姿」になってしまう。そしてこのよ も危機に陥り、その危機は「皇室」にも及ぶことになり、ついには 「万世一系ノ皇統」も「孤立ノ姿」になってしまう。そしてこのよ もた機に陥り、その危機は「皇室」にも及ぶことになり、ついには 「万世一系ノ皇統」も「孤立ノ姿」になってしまう。そしてこのよ もた機に陥り、その危機は「皇室」にも及ぶことになり、ついには 「万世一系ノ皇統」も「孤立ノ姿」になってしまう。そしてこのよ もた機に陥り、その危機は「皇室」にも及ぶことになり、ついには 「万世一系ノ皇統」も「孤立ノ姿」になってしまう。そしてこのよ

「万世一系ノ皇統」が「孤立ノ姿」になれば、なぜ日本の「安穏」ところにあった。

ス」とされた。

者ハ豈独リ華族ノミナランヤ。必要ナル墻壁也トスルヤ。皇家ヲ擁護シ斯国ヲ安穏ニ維持スル抑モ足下ハ何ナル明理アリテ、特リ華族ヲ以テ、皇家ノタメニ

皇室の「墙壁」となって、国の安泰に貢献するのはひとり華族だけではない。この日本に生まれて「皇祖の恩沢」を受けた者は、すべてが「皇統」の安からんことを願うのだと主張するのである。政
だ否定論もともに一致していた。異なるのは華族の擁護論も華
族否定論もともに一致していた。異なるのは華族の擁護論も華
を・皇族・華族の一体化を前提としていたとすれば、それに対する
を・皇族・華族の一体化を前提としていたとすれば、それに対する
に対論は、皇室と人民一般の一体化論とでも呼び得るものであった

壁ヲ借ヲ要センヤ。
壁ヲ借ヲ要センヤ。
「(4)。嗚呼皇族ノ堅牢ナル斯ノ如シ。何ゾ他ニ寄テ其墻護スベキノ義務ヲ負担スルモノニシテ、決シテ是ヲ拒ムノ権ナ護スベキノ義務ヲ負担スルモノニシテ、荷クモ君主政体ノ国抑モ皇族ナルモノハ、皇家ノ血属ニシテ、荷クモ君主政体ノ国

然不要になってくるのである。「華族ノ墻壁ハ却テ皇族ニ損害ヲ来皇室にとって必要な「墻壁」と考えられていた華族も、ここでは当たがって、「皇室」と「人民」の間に「墻壁」を作る必要を認めず、皇室・皇族を支えるのは、「人民」全体ですべきものである。し

った。 論にはある。民衆に対する不信感であり、愚民感である。この不信 華族に、民衆と積極的に戦う役割を期待しているわけではないから 信感というよりは、 重要な社会的役割を果たすことになるのである。それは能動的な不 存在していることによって「皇室」を「孤立ノ姿」にしないという、 感を前提にして、華族はその存在そのものが から「皇室」を守るという発想が当然のことながら「皇室の藩屛」 してか。それは人民一般に対してである。言い換えれば、「人民. 況の特異性を緩和し、同類として天皇を「孤立」させないことであ 権力・権威である。 である。天皇は政治的中心という地位に位し、しかもそれは世襲の そもそも、 華族が天皇を守るための「墻壁」となるのはなにに対 受動的な不信感・愚民感というべきであろう。 華族に期待されたのはこのような天皇の存在状 「墻壁」であり、また

義に対する裏切りであると主張した。 代華族論』の中で、 するのが、「皇室の藩屛」論否定の論理であった。 が強く結合しているために、 的な立場に立つと想定されている天皇(一君) 以上に皇室の役割を強調したところに成立している点に注目しなけ ればならない。いわゆる一君万民主義的な思想である。国政の中心 逆に、 華族を否定している「墻壁」 世襲の貴族制度である華族制度は、一君万民主 中間的な存在者 否定論は、 しかし、 (華族) を認めないと と、民衆 世襲ではない 「皇室の藩屛」 板垣退助は (万民) と 論

打ちされた、「墻壁」論であった。

大半はその姿を消したのである。後に残ったのは、民衆不信感に裏義の理想から離れていたとしなければならないであろう。このよう、我の理想から離れていたとしなければならないであろう。このようで、しての姿を消したのである。後に残ったのは、一君万民主義的な平等主義の理想から離れていたとしても、「人民」に一般人民と一代代」限りの貴族制度であったとしても、「人民」に一般人民と一代代

介スベキ地位ヲ占メ」るのである。が華族である。「貴族ハ君主ト平民トノ中間ニ立チ双方ノ調和ヲ媒が華族である。「貴族ハ君主ト平民トノ中間ニ立チ双方ノ調和ヲ媒は華族の社会的ありかたの骨格を示すことができるにすぎないのでは華族の社会的ありかたの骨格を示すことができるにすぎないので

一)職分論的華族論

能した。 分秩序の破壊ではなく、新たな身分秩序の形成に貢献するように機 ながら、このいわば遅れてきた職分論は、武士の場合と異なり、身 このような時代の風潮が武士のみならず「公家」にまで拡大された ところに出てきたのが、 してよりも、 とは強調しておきたい。特に維新期においては、 には武士の身分的秩序の破壊に、武士の職分論が大きく貢献したこ において詳しく触れたので、ここでは繰り返さないが、幕末維新期 の武士―武士身分解体に関する一考察―」(『西洋化の構造』所収 職分論的華族論である。このような華族の職分論の背景には、 の職分論があるであろう。武士の職分論については園田英弘 華族という一 武士の「職分」の遂行者として位置付けられていたが 種の社会階層に職分論を適応したのが、ここでいう 職分論的華族論の出発点であった。 武士は「身分」と 「郡県 武士

家に対する、「武家的」な職分の要求より始まったと見なすことが華族の職分論の出発点は、華族の重要な構成メンバーであった公

明治二年、「官武一途」を企図して「華族」の「称」が創設され

人」に対して出した。できる。明治元年正月、太政官は次のような布告を「宮堂上及諸官できる。明治元年正月、太政官は次のような布告を「宮堂上及諸官

この布告は、「公家」の一種の「武家化」を目的としたものである。「宮堂上及諸官人」に「文武ノ大道」を要求し、その上で修業に応じた人材の登用を述べているからである。このようなロジックは、武士の「職分」の徹底化とそれに対応した人材のセレクションは、武士の「職分」の徹底化とそれに対応した人材のセレクションは、立士の「職分」の徹底化とそれに対応した人材のセレクションは、立士の職分ので表されていたのと同様に、「公家」の危機感を背景としていた。危機感を背景としていたからこそ「世襲之旧弊」を捨てて、「官武之差別無之」ように自己変革を願っていたのである。しかし、「公家」は「武家」になれるであろうか。

た。これで名目的には、「公家」と「武家」(大名)の一体化が図られたことになるが、ここで考えられなければならないのは、「公家」と「武家」の実態である。「公家」は、長らく中央の政治権力からと「武家」の実態である。「公家」は、長らく中央の政治権力からを「武家」の実態である。「公家」は、長らく中央の政治権力からが式的には政治的支配の中心的存在者であったが、大名個人が政治的支配の実行者であったかどうか極めて疑わしい。福沢諭吉は大名のことを次のようにのべている。「所謂大名にして、十中の七、八、のことを次のようにのべている。「所謂大名にして、十中の七、八、のことを次のようにのべている。「所謂大名にして、十中の七、八、のことを次のようにのべている。「所謂大名にして、十中の七、八、道は言う。「大凡深宮ニ成長シ甚ダ事情ニ迂闊ニシテ智識ノ如キハ道は言う。「大凡深宮ニ成長シ甚ダ事情ニ迂闊ニシテ智識ノ如キハガ は言う。「大凡深宮ニ成長シ甚ダ事情ニ迂闊ニシテ智識ノ如キハガ は言う。「大凡深宮ニ成長シ甚ダ事情ニ迂闊ニシテ智識ノ如キハガ は言う。「大凡深宮ニ成長シ甚ダ事情ニ迂闊ニシテ智識ノ如キハガ は言う。「大凡深宮ニ成長シ甚ダ事情ニ迂闊ニシテ智識ノ如キハガ は言う。「大凡深宮ニ成長シ甚ダ事情ニ迂闊ニシテ智識ノ如キハガ は言う。「大凡の一体化が図らた。これでは、「一体のでは、「、「一体のでは、「一体のでは、「一体のでは、「、「、「体のでは、「、「体のでは、「体のでは、「体

田治期になって、大名のこのような社会的な無能を厳しく指摘している文章が見られるのは、それは官僚制化した武士の社会の頂点にいわばシンボル的に位置する大名が大半で、大名個人は実質的には政治的支配の実行者ではなかったばかりでなく、世間から遠ざけられた社会的無能力の存在であったことを物語っている。もちろんの外的には名君といわれる、藩の政治の有能な指導者が出たが、それらはあくまで例外的存在であって、大半の凡庸な大名たちは政治方配を実行するために必要な世事に疎く、藩の政治のシンボル的存在に終わったというべきであろう。

国へ留学シ、実地ノ学ヲ講ズル」ことを述べたものだが、華族独自 具体的には「目ヲ宇内開化ノ形勢ニ着ケ、有用ノ業ヲ修メ、或ハ外 華族の職分論の意義は、ここにあった。明治四年に出された勅諭は、 的有用な存在者に名目的にも、 を近付ける必要があった。そのためには、「華族」が政治的・社会 らべき状態を克服するためには、 うこの両者の断絶は大きかったが、この社会的地位の非一貫ともい になったのである。政治的な無能者と、社会階層秩序の最高者とい 層的な観点からすれば、事態は異なっている。「華族」は「士族」 は形式的にも、実質的にも無能力であった。しかしながら、社会階 治政府になってからは官僚層に握られており、「華族」は政治的に たな階層を形成することになったのである。 役割を明確にすることには失敗している。 このような「公家」と「武家」という両者が、「華族」という新 「平民」の上位の、 階層序列でいけば最高の地位に位置すること 実質的にもなる以外にはなかった。 階層的秩序に政治的・社会的地位 政治権力の実質は、 明

る。

> る時、 役割を持っているからこそ、国民一般と異なる「華族」ではないの で「貴重ナ地位」におり、そのために華族は国民の努力の ければならないとしたら、事態は深刻さを通り越して滑稽ですらあ 者が多いとされた「華族」が、 になっているとされるところである。華族は、国民と質的に異なる は無いことになっている。 くなってしまうのではないか。 「標準」となってしまったら、階層的秩序の最高位にいる意義が無 ここでは、 それが、普通の国民と質的には同じ役割を与えられ、 事態は一層深刻である。 国民一般の「本分」と華族のそれとは、 ただ異なっているのは、 しかしながら、逆にこのことを考え 国民の「本分」の「標準」にならな 意志薄弱で、世間知らずで、 華族が国民の中 根本的な違い たんなる 標準 無能の

華族とは国家の用具として、士族や平民などの国民一般とははっ をりと区別された貴族でなければならない。ここで、武士の職分解体 とは、武士の身分解体の第一歩になったが、それだけでは身分解体 には不十分であった。武士は武士の職分を十分に遂行できる能力を 持たねばならないと同時に、武士以外の者でも武士の職分の遂行を強く要求するこ 分制動揺の根本があった。さらに、武士の職分のメンバーでも、武士 分制動揺の根本があった。さらに、武士身分のメンバーでも、武士 の職分の遂行能力を持たない者は、新しい意味での武士ではないと

であった。れたが、それは武士身分以外にも武士の職分を解放するということれたが、それは武士身分以外にも武士の職分を解放するということされた。武士身分の解体は、このようなロジックの延長上に達成さ

理由 事例を求める方法が用いられることになった。 拡大されるのではなく、「華族」とは「公家」と「大名」の合体し 諭がどのような論理構成になっていようとも、 族の活性化を論じる箇所で詳しく論じたい。ともあれ、出された勅 の者が国民の「標準」になることができるとしたら、それは新しい た。 に安定して位置付けるためには、 た特権身分でなければならなかった。そして、「華族」を社会の中 意味での華族たり得るのではないか。この点については、後ほど華 華族の職分を人民と同じにしたら、 国民の「本分」を、 華族にとっては極めて危険なロジックがでてくる可能性があっ (職分)が必要であった。そのためには、 現実の華族以上に遂行できる者がいて、そ 華族にだけ通用する、特別の存在 武士身分の解体の場合と同様 現実には国民一般に 外国の貴族に具体的

族会館の設立が構想されたのである。 で華族は、「華族」の「称」を得たが、実質的にはなんの政治的・ と積極的に華族の在り方を研究する必要が感じられ、華族会議と華 社会的役割も果たしてこなかった。このような状態を脱して、もっ と積極的に華族の在り方を研究する必要が感じられ、華族会議と華

夫華族ハ国民中ノ貴重ノ地位ニ居リ、坐ナガラ爵禄ヲ辱シ、無

態であった。 概シテ言へバ皆徒手素餐、 族の「職務」を果たしている。これに対して「現今我国華族ノ如キ 支え、国民の自由の権利を保護する仕事に邁進しており、 スの貴族が、議院の上院に参集し、立法権の行使に参画し、 ここでは、 り。 ザルベカラズ。 比ノ聖恩ヲ荷フ。 、如キハ、許多ノ貴族アリテ諸科ノ学術ヲ研窮シ「パルレメン 下ハ万民ノ自由ヲ保護シ、 此職アルガ故ニ、帝王ノ寵遇ヲ受ルモ当レリト言フベシ。 (議事院) ニ会同シ、立法ノ権ヲ分有シ、上ハ王室ヲ翼戴 イギリスの貴族が華族のモデルになっている。 西洋文明ノ諸国ニ於テモ亦貴族アリ。 コレ何ノ故ヲ以テ然ルヤ。其然ル所以ヲ知ラ 毫モ国家ニ裨益アルコトナシ」という状 国ヲ振起スル、皆貴族ノ職務タ 立派に貴 殊ニ英国 王室を イギリ

統から導き出されるのではなく、新たに研究して、特に外国の貴族 事」を明確にするのだというのである。ここでは華族の職分が明確 実着有名ノ人」を集めて学術の研究を行い、 通の社会的役割を見出さなければならなかった。 のケースを研究して、 だとする自覚があった。 にされているわけではないが、華族固有の職分が明確にされるべき であった。「公家」 このような現状を打破するために、「書籍館」を造り、「博学多識 も「武家」も過去を捨てて、 しかる後に見出さなければならない しかしながらそれは、「華族」の過去の伝 「華族ノ責任トスベキ 日本の新たな貴族 新たに自分らの共 「職分」

に関して非常に興味深い内容を持っていた。(6) 率先シテ軍人トナラザルベカラズ」とした取調書は、このような点 分野で、貴族は大きな力を持っていた。 権はまだ多様であった。政治・外交・司法・行政・軍事など様々な 族の役割が注目されているが、 職分は大きく異なって来る。 の貴族のどのような部分に着目するかによって、望ましいとされる ルに自分達の職分を模索するときに生じやすい恐れであった。外国 閣を築くことになりかねない。 階級としての華族の、 しかしながら、 簡単なことではなかった。 意図的に新しい自分らの職分を見出すということ 階層としての結集化が始まろうとしてい 先の引用では、 下手をすれば、 このことは、特に外国の貴族をモデ ョーロッパの貴族の社会的役割・特 明治十五年の「華族タル者、 議会の上院で果たす貴 実態のない空中の楼

ている。この落差を埋めるためには、どのようにしたらよいであろ かしそれにもかかわらず、 現在では「其常職ヲ解」かれ国民一般と同じになってしまった。し 族」であって、 社会ノ上ニ在テ、上流ヲ占メ」ていると説く。 もかかわらず「華族ハ、公武ヲ論ゼズ、 がもたらされ ノ栄光ヲ示スニ過ギザルノミ」としながら、 取調書は、 一方では封建制の解体により、 「其門閥タリ名流タル如キハ、 普通の人民とは 階層秩序の上では社会の「上流」を占め 「権限」を大いに異にしていたが、 閥関ノ故ヲ以テ、其秩序ハ 封建的 他方においてはそれに 只其歴史上ニ於テ先祖 華族は昔は「主治者 「特権ノ解除」

であり、現在では「職業」がこれに変わったという。それを一般化うか。たんなる特権によって、社会に重きを占めるのは過去のもの

して、

次のようにのべている。

ノミ。 ノ大法絶ヘザルノ間ハ、種族モ亦尽キズ、唯其基ク所ノ異ナル 成ル。古ノ族ハ姓氏ニ基ヅキ、今ノ族ハ業体ニ基ク。社会分労 欧州各国ニ於ル、古ノ族ハ人ヲ以テ成リ、今ノ族ハ職業ヲ以テ

職業の難易度や貴賤によって社会的地位 って、「上流」の社会的特権的地位を占めるようにと構想されてい 族は、より困難な、 職能的階層論が述べられていると見なすことができるであろう。 れに基づいて階層 というところにあったのである。 るのである。 人為ラザルベカラズ」とされた。このような社会分業に則り、その セント欲スル者、 わが国においても、 であった。 そうして、 その論拠は、 社会分労ノ大法ニ基ヅキ、職業ニ従事シ、 (種族) より社会的地位の高い職能階層になることによ 「種族ヲ論ゼズ、 その結果選ばれたのが、 を分かつのだというのである。ここでは、 「華族ハ総テ武勲ヲ以テ家ヲ興セシ者」 志ヲ立テ、 (社会ノ品流)を決め、 軍人という「職 以テ国家ニ報酬 有用ノ 華 そ

響力を持っているという、実態があったであろう。一八七二(明治いると思われるドイッにおいて貴族(ユンカー)が軍隊に大きな影このような意見が出てきた背景には、この文章のモデルになって

疑問であった。 (?) の事例である。「武家」が「武勲」によって家を興したものと見なの事例である。「武家」が「武勲」によって家を興したものと見なすことができたとしても、「公家」の場合はどうであろうか。また、「武家」 華族の場合でも、歴史的にはそのようなことが言えたとしても、明治の時点で彼等がどれだけ軍人にふさわしいかは、極めてても、明治の時点で彼等がどれだけ軍人にふさわしいかは、極めてても、明治の時点で彼等がどれだけ軍人にふさわしいかは、極めてても、明治の時点で彼等がどれだけ軍人にふさわしいかは、極めて

遇優待タルニ過ギズ」。 通らないと考えられたのである。 がただ持っているのは、 ている。 いるが、 ル者ニ非ズシテ、其特典ヲ有スルモノハ、 福沢諭吉も「華族を奨励して兵事の気風を養ふの策」 ある論者は華族の置かれた立場を非常に正確に次のように述べ その職分にない者が軍人になるために優遇されるのは、 机上の空論とすべきものである。(8) 「華族トイエドモ、 華族は文官や武官の職分を持たない。 社会階層上の高い地位だけである。 今日ニ至リテハ、別ニ文武ノ常職ヲ帯 福沢の提案に対する反論 唯其位地ニ対スル を提案して したが 彼等 筋が ノ厚

あろう。特権ではなく、職業とそが、階層の決定に重要だとした点をれに具体的な正しい答えを与えるのには失敗したと見なすべきで取調書は、華族が階層秩序の最上層にいるにもかかわらず、それに取調書は、華族タル者、率先シテ軍人トナラザルベカラズ」とした

実は大きな障害があった。とは残されているのであろうか。華族が軍人になることに関してはも正しかった。しかし華族には、その階層的地位にふさわしい職業

明治十四年に、少壮の者はなるべく陸海軍に従事するように「喩達」されたが、ごくわずかの者しかこの「喩達」を実行しなかった。 時治三年の段階からすでに「方厳」な試験が必要な世界であった。 明治三年の段階からすでに「方厳」な試験が必要な世界であった。 明治三年の段階からすでに「方厳」な試験が必要な世界であった。 明治三年の段階からすでに「方厳」な試験が必要な世界であった。 明治三年の段階からすでに「方厳」な試験が必要な世界であった。 明治十四年に、少壮の者はなるべく陸海軍に従事するように「喩 すぐ(11) することが原則的に認められるようになっていた。

れないということである。 P 地位を占めようとする、 の貴族がどのようであろうとも、 う事実がそれである。 とになるであろう。 とによって、 このことの意味は重大である。 現実可能性のある、 国家に貢献し、 華族に相応しいと思われる職分を模索しように 職分論的華族論は大きな限界に逢着するこ 重要な職分は国家官僚が独占しているとい そうすると、国家に重要な職分につくこ そのことによって、 日本では華族の特権として認めら 国家にとって重要な役職は、 華族の高い階層的 海外

明治二年から、華族制度の完成を見る十七年まで、華族は自分ら

では、会にできなかったということである。 ことができなかったということである。 ことができなかったということである。 ことができなかったということである。 ことができなかったということである。 ことができなかったということである。

之ヲ貶シテ庶人ト為スノ制アリ 支国ノ貴族ガ始終其元気ヲ保チ恒ニ活動シテ国家ノ柱石トナリ 英国ノ貴族ガ始終其元気ヲ保チ恒ニ活動シテ国家ノ柱石トナリ

意見は、様々なかたちで見ることができる。「現今存在セル五百戸立場である。このような貴族の「新陳代謝ノ方法」が重要だとした貴族の職分を果たし「国家ノ柱石」とならなければならないとする「国家ニ功労」ある貴族だけが貴族に相応しいというのは、貴族は

以下、 原則となっていたのである。 と国家功労主義の合体でなされていた。国家に功労ある者を、 に、 見られたが、これはその華族版とでもいうべきものであった。 能 許 令が発足した時点においては、 く強調すると華族の自然淘汰論につながっていくのであるが、 に基づくものがきて、最後に(四)「国家ニ偉勲アル者」がきた。 3 第二義的だということの実質であった。 論でいう、 会的任務は明確ではなかったのである。これこそが「皇室の藩屛」 会的地位と財産維持など自己の存続を計る以外は、 い以上、その自然淘汰は思うにまかせなかったというべきであろう。 ス可キナリ」。このような主張が武士身分の解体の時にも、(生) 族ハ自然ノ淘汰ニ委シ、国家ニ功労アル者ヲ挙ゲテ新タニ華族ニ叙 国家ニ功労アル者ヲ以テスルヲ望ム」。「自ラ一家ノ財産ヲスラ守 リ臣位ニ列セラルル者」(二) 華族は、このように職分論的観点からすると、上流階層という社 ハザル如キ華族ハ、国家ノ為メニ何ノ効功ヲ為ス有ラン。 ノ華族ヲ永久ニ存続セシムルヲ必要ナリト為サズ、之ヲ換フルニ 明治十七年の華族令では、 国家への功労と漠然といったとしても、 侯爵・伯爵・子爵・男爵とも、 華族は存在そのものが重要なのであって、 上流社会内での家格主義が骨格的な 例えば公爵ならば(一)「親王諸王 旧摂家 公爵の場合と同様に家格主義 結局このような背景のもと 華族の職分が明確でな 徳川宗家と家格主義 あくまでその社 何をなすかは 腐敗華 しか

否定する者は、 種々議論がなされてきたが、 が出されて以来、立憲政体が日本で具体的にどのような姿をとるか るという点であった。 華族に残されたのは、 立憲「君主制」のことであった。 過激な自由民権論者でもほとんどいなかった。 明治八年に、 日本が、 明らかなことは、 天皇を中心とする立憲君主国にな 漸次立憲政体を立てるとの詔勅 天皇という絶対的な存在を 立憲政体とは具体的

者の媒介者が必要なことは、 政治権力を、 タルに否定できないことは当然のことであった。このような性格の 最高の家格の存在による権力の世襲が絶対視されているという前提 成 短所ヲ除キタルモノニシテ若シ貴族ヲ闕クトキハ立憲政体ノ美ヲ完 に立てば、その周囲にある「公家」 スルコト能ハ」ずと、考えられたのである。 君主制とは、君主による政治的主権の世襲制である。 「立憲君主制ハ君主制貴族制民主制ヲ合一シテ其長所ヲ取リ其 一般国民の前に裸にしておくことはできず、中間に両 すでに「皇室の藩屛」論の箇所で述べ や「武家」の家柄・家格もトー 天皇という

このことを考えるためには、 れていない国家官僚層の手に権力は握られていた。 しておく必要がある。 この立憲君主制に相応しい貴族制とはどのようなものであろうか。 明治のこの時期には、 君主制を支える権力層の性格を明確に 世襲の特権に裏打ちさ 私は以前この官

> 僚層を 矛盾をどのように処理するかが、大きな課題であった。 という世襲の権力とそれを支える世襲によらない権力層の性格との であった。 「郡県の武士」と呼んだが、 彼らは天皇を頂点とする権力構造を築き上げたが、 武士身分を解体したのもこの層

「上流」を占めていたが、権力らしい権力とは無縁であった。 世襲の特権が華族層にまで拡大するのを阻止し続けた。 ことを意味していた。 社会的地位だけを高く保つということでこの要請に対処したのであ 認められたのである。 ているが、それは権力から分離された家格主義であったからこそ 流」を占めている存在、それは権力と高い社会的威信の分離という における上院の権力のみを分有し、 主制は君主が孤立して存続しがたいという認識はあった。 彼等は一方において、 そしてその結果できたのが、 華族の世襲の特権に対してはできるだけ少なくし、 華族制度は、 天皇の絶対性を高めていきながら、 華族制度であった。 非常に明確な家格主義で貫かれ しかも階層的には社会の「上 華族は社会の 同時にその しかし、 そのため 他方で 立法

る。

に、

がら、 階級に近い存在になったということである。 的威信を利用して、 に大きな影響を持つことになる。 そしてこの権力と社会的威信の分離は、 権力とは切り離されていたということは、 たぶんに名誉的な色彩の強い社会活動に邁進し 華族は高い社会的地位を維持しな 戦前期の日本の階層構造 彼らは、 華族が一 その高い社会 種の有閑

(2) やていった。華族会館での講演をまとめた稲垣満次郎の『貴族論』やていった。華族会館での講演をまとめた稲垣満次郎の『貴族論』は、イギリスの貴族のケースを中心として、ちべき日本の華族では、そもそも比較検討することに無理があったとすべきではなかろうか。社会的実力を背景としたイギリス貴族と、とすべきではなかろうか。社会的実力を背景としたイギリス貴族と、とすべきではなかろうか。社会的実力を背景としたイギリス貴族と、とすべきではなかろうか。社会的実力を背景としたイギリス貴族と、とすべきではなかろうか。社会的実力を背景としたイギリス貴族と、とすべきではなかろうか。社会的実力を背景としたイギリス貴族論』やていった。華族会館での講演をまとめた稲垣満次郎の『貴族論』やその力が社会に浸透できる度合いに決定的な違いがあったというべきであろう。

このような両者の違いは、それらが他の階級に及ぼす影響力の差異ともなって現れている。日本では華族が作り上げていくことになる上流階級の文化は、中流層の階層文化と大きな断絶をしている。とって、望ましい生活のモデルを提供することになった。一方日本とって、望ましい生活のモデルを提供することになった。一方日本では、社会にではなく国家にその存立の基盤をもつ国家貴族であるでは、その影響力を社会に拡散させていく足場をわずかしか持っていなかった。それは、華族が人工的に他の階層と断絶することに文化であった。それは、華族が人工的に他の階層と断絶することに文化であった。それは、華族が人工的に他の階層と断絶することによって自己のアイデンティティを保っているかのようにみえるのである。

注

注

「皇室の藩屛」論

- 一九九三年、一七六ページ。(1) 園田英弘『西洋化の構造 ―黒船・武士・国家―』思文閣出版
- 九八八年、三五二ページ。(2) 遠山茂樹編『日本近代思想大系2、天皇と華族』岩波書店、
- (3) 同右、三五五ページ。
- (4) 同右、三五七ページ。
- (5) 板垣退助『一代華族論』忠誠堂、大正八年。
- (6) 遠山茂樹編、前掲書、三九○ページ。
- ない)七ページ。(7) 中根重一等訳編『貴族特権』(出版されたものかどうか分から

(二) 職分論的華族論

- 『法令全書』第1巻、一二ページ。
- 『福沢論吉集』(明治文学全集8、筑摩書房)一五四ページ。

 $\widehat{2}$ $\widehat{1}$

- (3)『明治啓蒙思想集』(明治文学全集3、筑摩書房)一二四ページ。
- (4) 遠山茂樹編、前掲書、三二三ページ。
- (5) 同右、三二四一三二五ページ。
- (6) 同右、三三二一三三七ページ。
- (7) 園田英弘、前掲書、一二三ページ。
- (8) 遠山茂樹編、前掲書、三六五ページ。

- 9 同右、三七五ページ。
- $\widehat{11}$ $\widehat{\underline{10}}$ 霞会館編『華族会館史』、昭和四十一年、一九〇ページ。 同右、三三八ページ。
- $\widehat{12}$ 13 中根重一等編訳、前掲書、一〇―一一ページ。 遠山茂樹編、前掲書、四三八ページ。
- 14 同右、四三二ページ。
- $\widehat{\underline{1}}$ \equiv 中根重一等編訳、前掲書、九ページ。 稲垣満次郎『貴族論』明治二十四年。
- 3 金子堅太郎『貴族論』明治三十二年。

2